



令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）のご案内

- 子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人当たり5万円）は、低所得の子育て世帯を支援する給付金です。令和4年度住民税均等割が非課税の場合に対象となります。具体的な支給対象者は裏面の3でご確認ください。
- 高校生分の給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、五島市こども未来課へ申請してください。

① 養育する子には中学生以下の子もいますか？
（令和4年4月分の児童手当を受給していますか？）

YES

NO

② 4月分児童手当を五島市から受給していますか？

YES

③ 高校生以上のお子さんについて、令和4年4月分の児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

NO

裏面の支給要件を満たす場合、**申請は不要です！**

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、別途給付金を支給済みです。（一部、申請が必要な方を除く。）

裏面の支給要件を満たす場合、**五島市こども未来課に申請を行ってください！！**

詳しくは裏面参照

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903

（受付時間：平日9:00～18:00）

■ 五島市 こども未来課子育て支援班
「子育て世帯給付金」窓口

（福江総合福祉保健センター3階）

0959-74-5831

（受付時間：平日8:30～17:15）

※ 申請手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 申請手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、五島市こども未来課の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請受付期間：令和4年7月19日（火）～令和5年2月28日（火）
（新生児は～令和5年3月15日（水））

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方 [支給要件]

令和4年3月31日時点で

- ① **18歳未満の児童**（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等

（※ 令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

- ②
- 令和4年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
 - 令和4年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、別途給付金を支給済みです。（一部、申請が必要な方を除く。）



「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。